

平成 2 6 年 2 月 2 7 日 開 会

平成 2 6 年 3 月 1 7 日 閉 会

平 成 2 6 年

第 1 回 定 例 会 会 議 録

( 第 4 日 目 )

小 豆 島 町 議 会

開議 午前9時30分

○議長（秋長正幸君） 皆さん、おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

定例会初日からの議案審議でお疲れのところ、お集まりくださいましてありがとうございます。

本日は2月28日に各常任委員会へ付託しました議案の委員会審査報告、また追加議案として報告及び補正予算が提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、3月12日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会いたします。（午前9時31分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告事項であります。監査委員からの出納例月検査執行状況報告書1件はお手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

直ちに日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第1 議案第2号、議案第4号、議案第10号、議案第14号、議案第21号、議案第22号及び請願第1号に対する総務建設常任委員会審査報告

○議長（秋長正幸君） それでは、日程第1、議案第2号、議案第4号、議案第10号、議案第14号、議案第21号、議案第22号及び請願第1号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題とします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。藤本委員長。

○総務建設常任委員長（藤本傳夫君） 平成26年3月17日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。総務建設常任委員会委員長藤本傳夫。

委員会審査報告書。

本委員会は、2月28日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成26年3月3日、7日。
2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。
3. 件名及び審査の結果。
  - (1)議案第2号小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について。  
原案どおり可決すべきものと決定した。
  - (2)議案第4号小豆島町防災拠点施設再生可能エネルギー基金条例について。  
原案どおり可決すべきものと決定した。
  - (3)議案第10号小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について。  
原案どおり可決すべきものと決定した。
  - (4)議案第14号平成26年度小豆島町一般会計予算（総務建設常任委員会所管分）。  
次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。  
意見。  
総務課。  
自主防災については、地元自治会の意見を十分把握し、情報提供、施設の点検、整備に努められたい。  
農林水産課。  
鳥獣害対策については、地域にも協力を求める取り組みを行うなど、より積極的に実施されたい。
  - (5)議案第21号平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算。  
原案どおり可決すべきものと決定した。
  - (6)議案第22号平成26年度小豆島町水道事業会計予算。  
原案どおり可決すべきものと決定した。
  - (7)請願第1号消費税増税の中止を求める意見書提出についての請願書。  
不採択と決定した。以上。

○議長（秋長正幸君） 委員長報告が終わりました。

議案第2号、議案第4号、議案第10号、議案第14号、議案第21号、議案第22号及び請願第1号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第7号、議案第8号、議案第11号、議案第14号から議案第20号まで、議案第23号及び議案第24号に対する教育民生常任委員会審査報告

○議長（秋長正幸君） 次、日程第2、議案第7号、議案第8号、議案第11号、議案第14号から議案第20号まで、議案第23号及び議案第24号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。渡辺委員長。

○教育民生常任委員長（渡辺 慧君） 平成26年3月17日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。教育民生常任委員会委員長渡辺慧。

委員会審査報告書。

本委員会は、2月28日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成26年3月5日、10日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第7号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第8号小豆島町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第11号小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第14号平成26年度小豆島町一般会計予算（教育民生常任委員会所管分）。

次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

高齢者福祉課。

介護ボランティアについて、地域格差が生じないような取り組みを進められたい。

環境衛生課。

国立公園区域内での太陽光発電施設建設については、事前の情報把握に努められたい。

子育て共育課。

内海地区の幼・保再編については、将来を見越した再編計画となるよう慎重に進められたい。

なお、進捗状況等について、都度、議会に報告されたい。

(5) 議案第15号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6) 議案第16号平成26年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(7) 議案第17号平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(8) 議案第18号平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(9) 議案第19号平成26年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(10) 議案第20号平成26年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(11) 議案第23号平成26年度小豆島町病院事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(12) 議案第24号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

○議長（秋長正幸君） 委員長報告が終わりました。

議案第7号、議案第8号、議案第11号、議案第14号から議案第20号まで、議案第23号及び議案第24号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第2号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第14号から議案第24号及び請願第1号まで

○議長（秋長正幸君） それでは、日程第3、議案第2号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第14号から議案第24号及び請願第1号までに対する討論及び採決を行います。

まず、議案第2号小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番村上議員。

○ 1 1 番（村上久美君） 議案第 2 号小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について、反対の立場から発言します。

提案理由の中に消費税及び地方税の税率の引き上げに伴いということで、それによって使用料に税率を、8%を加算した料金改定とするものであるという提案があります。本来、一般会計については、課税業者でもなく、町民に対して行政はしっかりと行政サービスの提供を行うべきであり、今回の消費税率引き上げに伴っての料金改定、値上げについては住民の公共のサービスを考えた場合に問題があります。そういう点から、この議案第 2 号に対しては反対をいたします。

○ 議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5 番藤本議員。

○ 5 番（藤本傳夫君） 私は、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

消費税は、地方公共団体も、会計によっては、また企業会計や収益の多い特別会計では納税をしております。別に、町が絶対に上げてはいけないということではありませんし、今まででも、3%から5%になったときでも認められてきたことであります。今、それを覆そうというのであれば、今までの全予算を否定することにもなりかねないと思います。消費税の仕組みに沿いまして町の使用料を引き上げることは、本町でもこれまでもやってきましたし、ほかの自治体でも行っていることでもあります。必要なことでもありますので、本条例に賛成します。

○ 議長（秋長正幸君） ほかに討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 2 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○ 議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 4 号小豆島町防災拠点施設再生可能エネルギー基金条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第7号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番村上議員。

○11番（村上久美君） 議案第7号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について反対の立場で発言します。

提案理由の中にも池田中学校の体育館施設を社会体育施設として活用するというふうに伴って町民に使用させるというふうになってます。それに対しては異議はありませんが、今回の消費税法の改正によって使用料の改正を行うと、池田の体育館を新たに使用料を住民に支払いを求めるというふうなことで、それとさらに消費税の増税部分を使用料に上乘せしての住民への負担増を求めている議案でありますので、さまざまな分野においても使用料を求めることに対して使用しにくくなる状況も生まれると思います。こういうふうな内容については賛同できませんので、このことについては反対をいたします。

○議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。10番渡辺議員。

○10番（渡辺 慧君） 私は、議案第7号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

消費税の引き上げは、国政の場において決定されたことであり、町の他の使用料と同じく、消費税の仕組みに沿って使用料を引き上げることは必要なことであると思われますので、議案第7号に賛成いたします。

○議長（秋長正幸君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第7号は委員長報

告のとおり可決されました。

次、議案第8号小豆島町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第10号小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第11号小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第14号平成26年度小豆島町一般会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第14号平成26年度小豆島町一般会計予算について反対の立場で討論を行います。

この予算には、中学生までの通院費の無料化や重度心身障害者の医療

費自己負担の軽減、またみさき園改修などの施策が含まれており、これらについては町民の要望に応えた必要な施策として評価をするものです。

しかし、同時に、予算案には不十分な点や賛成できない支出も含まれております。

第1に、今国の社会保障と税の一体改革として消費税増税と医療、介護、年金など、社会保障の改悪が進められている中で、地方自治体として町民の暮らしをどう守るのが問われる中での予算編成ですけれども、国の悪政から町民の暮らしを守るという点、特に不景気で苦しんでいる地元中小業者に対する施策は不十分だと考えます。地域経済の活性化へ波及効果の大きい住宅リフォーム助成制度などの施策を求めます。

第2に、消費税増税による公共料金の引き上げは住民の負担増となり、反対です。

第3に、公立病院再編整備事業として、小豆医療組合負担金等7億7,392万5千円、用地購入費5,881万6千円など、計9億3,293万9千円が計上されております。医師の確保や交通の問題など、町民からは不安の声が多く出されている新病院建設に多額の税金をつぎ込むのではなく、内海病院を存続、充実するべきです。

第4に、社会保障・税番号制度導入のための住民基本台帳システム改修委託料1,009万8千円ですが、税と社会保障の個人情報を一括管理し、町税強化、給付抑制を狙うとともに権力による国民監視やプライバシーの漏えいなどが危惧されるもので、導入する必要性は全くないものと考えます。

第5に、多額の同和予算が計上されています。特に、啓発活動補助金624万円は、長年にわたり支出し続けていますが、事業効果、団体、支部、幹部自立の観点や今日的公益性からも問題があり、こうした支出に対する町民感情は逆差別を招くのみで差別解消に逆行するものと言えます。

以上の理由から、私は議案第14号平成26年度小豆島町一般会計予算に反対といたします。以上です。

○議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番藤本議員。

○5番（藤本傳夫君） 私は、議案第14号平成26年度小豆島町一般会計予算の賛成の立場から意見を述べたいと思います。

平成26年度小豆島町一般会計予算には、健康づくり、子育て・人づくり、産業づくり、文化・アート総合戦略、交通・通信の充実、防災対策など、小豆島を元気にするための多岐にわたる施策を積極的に推進することで小豆島の最大の課題である人口減少、少子高齢化を克服しようとするものであり、昨年にも流行語でありましたが、いつやるの、今でし

よ、今やらなければ小豆島に禍根を残すということだと思えます。それで、私は議案第14号に賛成するものであります。

○議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第15号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第15号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について反対をいたします。

国保制度は、構造的な問題点を持ち、国の抜本的な財政措置の改善を行うことが強く求められています。

また、低所得者や年金生活者が多く加入し、国保税が高くて払いたくても払えない状況があり、滞納者も増える中で、高い国保税の引き下げが求められます。

さらに、滞納者には、資格証明書の発行ではなく粘り強い働きかけが必要だと考えます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。10番渡辺議員。

○10番（渡辺 慧君） 私は、議案第15号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

国民健康保険は、国民皆保険の根幹となす重要な保険制度であります。この運営については、国、県等の支出金と被保険者の方々に負担していただく国保税で財源とし、医療費等の給付を行っており、保険料は重要な財源となっております。また、国保会計の単年度収支は赤字であり、赤字補填のため、財政調整基金の取り崩しを行っている状況です。このようなことから、これにおいて議論されました国保制度の改正は必要な

ものであります。

また、26年度予算では、医療費適正化のため、さまざまな町単独の事業が盛り込まれております。

よって、議案第15号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算に賛成いたします。

○議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第16号平成26年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第17号平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第17号平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について反対の討論を行います。

この制度は、75歳の方がそれまで加入していた公的医療保険を強制的に脱退させられ、別枠の医療保険制度に囲い込まれた制度です。年齢で区別、差別する世界でも異例の高齢者いじめの医療の仕組みです。75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料にはね返り、負担増加、医療費を使うことを我慢するかという二者択一を高齢者に迫る制度の仕組みは、高齢者の健康と命にかかわる問題です。この問題だらけの差別的な制度は速やかに廃止し、以前の老人保健制度に戻すべきだと考えま

す。以上のことから、この議案第17号に反対をいたします。

○議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。10番渡辺議員。

○10番（渡辺 慧君） 私は、議案第17号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

この制度は、全ての国民が加入する仕組みである国民皆保険を維持していくためにも必要なものと考えます。制度のあり方につきましてはさまざまな議論がありますが、現行において法に定められた制度であり、それに基づき予算を編成し、制度の適切な運用を図ることは地方自治体にとって当然のことであると思います。

よって、議案第17号平成26年度の後期高齢者医療事業特別会計の予算につきまして賛成いたします。

○議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第18号平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第19号平成26年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号は委員長報告のと

おり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第20号平成26年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第21号平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第22号平成26年度小豆島町水道事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第23号平成26年度小豆島町病院事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号は委員長報告のと

おり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第24号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次、請願第1号消費税増税の中止を求める意見書提出についての請願書について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。5番藤本議員。

○5番（藤本傳夫君） 私は、請願第1号消費税増税の中止を求める意見書提出についての請願書に反対の立場で意見を述べます。

4月からの消費税の増税は、社会保障を安定させ、厳しい財政を再建することを目的に国政の場において論議され、既に決定されたものがあります。税制は、多少違いますが、諸外国に比べ、ただまだ日本の場合は低いほうでありますし、直間比率も少々違いますが、またその用途については社会保障に使うということですので、私は請願第1号の意見書提出に反対いたします。

○議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、この請願第1号に賛成をいたします。

今、消費者物価の上昇、その一方での賃金や年金の引き下げなど、国民の暮らしの困難が増している中で、4月1日からの消費税増税を強行しようとしている安倍政権に国民の怒りと不安が噴出しております。消費税増税を中止させることは、国民の暮らしを守る上でも、日本経済を立て直す上でも極めて切実です。

国民の暮らしと営業の実態は、消費税を増税する状況にはありません。労働者の賃金は20カ月以上連続で減少し、年金は減り続けています。円安による原材料費の高騰で中小企業は痛めつけられ、生活必需品の値上

げが家計を襲っています。消費税増税とともに70歳から74歳の医療費自己負担の1割から2割への引き上げ、年金の引き下げ、生活保護の第二弾の削減も待ち構えています。

国内総生産の実質成長率は、昨年10月に安倍首相が消費税増税を判断した際の昨年4月から6月期の3.6%から大きく下がり、10月から12月期には1.0%です。日本経済の減速傾向は明らかです。こんなときに3%の消費税増税で8兆円の負担を国民にかぶせればどうなるでしょうか。暮らしに大打撃を与え、経済を壊し、財政も共倒れで破綻することは目に見えております。

消費税増税法は、税率引き上げは、経済状況の好転について名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、その施行の停止を含めて所要の措置を講ずるとしてしています。経済指標からも、今やるべきは消費税の増税ではなく中止の措置だと思います。町民からも、小豆島町民からも、消費税が増税されれば暮らしも大変になるし、営業も続けられない、こういう不安の声がたくさん寄せられております。以上のことから、この議会において意見書を提出する、消費税増税中止の意見書提出の請願に賛成をいたします。以上です。

○議長（秋長正幸君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決定されました。

~~~~~

日程第4 議案第25号 平成25年度小豆島町一般会計補正予算  
(第6号)

日程第5 議案第26号 平成25年度小豆島町国民健康保険事業  
特別会計補正予算  
(第1号)

日程第6 議案第27号 平成25年度小豆島町国民健康保険診療  
所事業特別会計補正予算(第2号)

日程第7 議案第28号 平成25年度小豆島町介護保険事業特別  
会計補正予算(第3号)

日程第8 議案第29号 平成25年度小豆島町病院事業会計補正

予算（第3号）

○議長（秋長正幸君） 次、日程第4、議案第25号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）から日程第8、議案第29号平成25年度小豆島町病院事業会計補正予算（第3号）までは相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第25号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において1億8,419万7千円を減額補正しようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、総務費3,860万7千円減、民生費1,028万6千円減、衛生費1,836万3千円減、農林水産業費2,792万5千円減、商工費291万5千円減、土木費6,680万9千円減、消防費7万6千円増、教育費1,936万8千円減となっております。

詳細につきましては担当部長から説明させます。

なお、議案第26号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第27号国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）、議案第28号介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第29号病院事業会計補正予算（第3号）につきましても、担当部長及び課長に順次説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 日程第4、議案第25号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第25号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の1ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億8,419万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億8,051万8千円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございまして、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越しして使用することができる経費を4ページの第2表繰越明許費のように定めるものでございます。

第3条は、地方債の補正でございまして、5ページに記載のとおり、第3表地方債補正のように追加及び変更するものでございます。

4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費であります。

記載のとおり、19事業について繰り越しを行うものでございますが、国の補正等による追加配分、あるいは関係機関や地元との協議・調整、設計変更や資材調達など、それぞれ事業の特殊事情がございまして不測

の日数を要したことにより、それぞれ年度内完了が見込めなくなったことから繰り越しを行うものでございます。

次に、5ページの第3表地方債補正をご覧ください。

まず、追加分でございます。

新しい産業づくり助成事業につきましては、過疎対策事業債ソフト分の配分が受けられることになったため追加計上するものでございます。

また、公共土木施設災害復旧事業につきましては、過年度の災害復旧事業について補助金の一部が今年度精算となったことに伴い、その部分の災害復旧事業債が今年度の借り入れとなるものでございます。

変更分の10事業につきましては、それぞれの事業につきまして、事業費または負担金の確定見込み及び起債対象経費の精査等によりまして10事業の全てで借入限度額を減額するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

議案集の末尾に添付しております平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

12款分担金及び負担金、1項2目1節農業費分担金149万6千円の減につきましては、県営蒲野大池整備事業及び古郷池整備事業の精算見込みにより受益者負担が減額となるものでございます。同じく3目1節河川費分担金52万3千円の減につきましては、苗羽カチ山地区の急傾斜地崩壊対策事業の事業費減額に伴う受益者負担の減でございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項2目1節保健衛生使用料43万5千円の増につきましては、実績見込みによる斎場使用料の増額でございます。

14款国庫支出金、1項1目1節社会福祉費負担金1,106千円につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金の交付額確定による増、同じく2節児童福祉費負担金1,089万6千円の減につきましては、支給対象児童数が予想を下回ったことなどによりまして減額となったものでございます。

2目1節就学前教育費負担金35万4千円につきましては、主任保育士加算などによりまして私立保育所運営費負担金が増となったものでございます。

3目1節公共土木施設災害復旧費負担金1,645万5千円につきましては、過年度の公共土木施設災害復旧事業に対する補助金の精算交付でございます。

2項国庫補助金、1目1節総務費補助金267万2千円の減につきましては、備考欄の1及び2は補助率の変更等、備考欄3につきましては実績見込みによりそれぞれ減額となるものでございます。

同じく3目2節環境衛生費補助金173万3千円の減につきましては、合併浄化槽設置整備事業補助金の年度間調整によりまして、本年度の配分

額が減額となったものでございます。

同じく5目1節道路橋梁費補助金及び同2節都市計画費補助金につきましては、国の当初予算で配分されました補助金の精算によりましてそれぞれ減額となったものでございます。

同じく6目2節中学校費補助金750万円の減でございます。中学校統合に伴うスクールバス購入台数の減による補助金の減額であります。

3項委託金、1目2節選挙費委託金421万5千円の減につきましては、参議院議員選挙の精算による減でございます。

1ページめくっていただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項1目1節社会福祉費負担金、2節児童福祉費負担金、2目1節就学前教育費負担金につきましては、国庫負担金と同様の理由によりましてそれぞれ増減が生じる見込みとなったものであります。

次に、2項県補助金、1目1節総務管理費補助金から3目3節病院費補助金までは、事業費の確定及び精算見込みによる増減でございます。

同じく5目1節農業費補助金ですが、説明欄1の土地改良事業補助金については事業費の精算、説明欄2の耕作放棄地再生対策事業補助金については事業者からの申請取り下げ、説明欄3の新規就農者確保対策事業補助金については支給対象者の出産による一時休止によりそれぞれ減額となったものでございます。

同じく、3節水産業費補助金につきましては、内海湾のノリ栄養塩試験事業が県の事業となりましたので、その関係で減額となったものでございます。

6目2節道路橋梁費補助金、3節河川費補助金、4節港湾費補助金につきましては、それぞれ事業費の精算に伴う減額でございます。

次に、7目1節小学校費補助金ですが、説明欄1の放課後児童健全育成事業費補助金71万3千円の増は、放課後児童クラブの運営に対する補助金の単価アップによるもの、説明欄2の放課後児童クラブ支援事業費補助金64万2千円の減は、池田放課後児童クラブで見込んでおりました障害児の受け入れがなくなったことによるものでございます。2節就学前教育費補助金につきましては、補助基準額の増額、あるいは民間保育士処遇改善事業などが盛り込まれましたことにより560万4千円の増額となったものでございます。

次に、7ページの下段から次のページにかけましての16款財産収入、1項2目1節利子及び配当金につきましては、3つの基金の利子収入について、決算見込みによりそれぞれ増額または減額するものでございます。

2項1目1節土地建物等売却収入につきましては、柴中農道整備事業の精査によりまして町有地の売り払いが不要となったため減額するもの

でございます。

17款寄付金、1項1目1節一般寄付金につきましては2件で5万5千円の一般寄付、2目1節民生費寄付金につきましては老健うちのみに対する7件、26万円の寄付、3目1節病院費寄付金につきましては内海病院に対する4件、14万円の寄付、6目1節ふるさと納税寄付金につきましては41件のふるさと納税がございましたので、それぞれ受け入れるものでございます。

18款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算が減額補正となりましたので、一般財源所要額の調整により減額となったものでございます。

2目1節ふるさとづくり基金繰入金から11目1節内海病院事業基金繰入金までにつきましては、それぞれ充当事業の精算見込みによる増減であります。

12目1節小豆島サイクリングターミナル整備基金繰入金につきましては、本定例会の2日目にご可決いただきました同基金条例の廃止に伴いまして全額を一般会計に繰り入れ、一般財源化するものでございます。

次に、9ページ下段から次のページにかけましての20款諸収入、5項1目1節集団検診徴収金につきましては、各種がん検診の受診見込み数の減によりまして64万5千円の減額でございます。

同じく3節雑入につきましては、23、24年度の療養給付費の確定によりまして後期高齢者療養給付費負担金の精算返還を受けるものでございます。

歳入の最後になりますが、21款町債につきましては、地方債補正でもご説明したとおり、各事業の精算見込み等によりそれぞれ増額または減額するものであります。以上、歳入の補正額合計は1億8,419万7千円の減でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

13、14ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、事業費の精算見込みによる増減や決算見込みによる人件費の増減が主な内容となっております。人件費の部分については、説明を省略させていただきます。

まず、2款総務費、1項7目企画費についてでございます。

この目につきましては、瀬戸芸関連事業、協働のまちづくり支援事業、超小型モビリティ導入促進事業や地域おこし協力隊などの精算見込みにより3,156万9千円の減額となったものでございます。

主な予算計上に沿って各種事業を実施してまいりましたが、棚田保全活動のために採用を予定しておりました地域おこし協力隊員については適当な人材が見つかりませんでしたので、報償費や費用弁償などが大幅な減額となりましたほか、13節委託料におきましては、説明欄2の超小型モビリティ導入計画策定委託料がメーカー側の協力により不要となっ

たことによる減額、説明欄 3 については坂手地区におけるイベントを自治会のほうで主体で実施していただいたことによる減額、説明欄 4 についてはGPSを活用した観光動態調査が抽出件数の不足により中止となったことによる減額、また19節におきましては協働のまちづくり支援事業の実績見込みによる減額などを計上いたしております。

なお、25節積立金につきましては、本年度までに受け入れたふるさと納税をふるさとづくり基金に積み立てるものでございます。

10目自治振興費、19節負担金補助及び交付金は、歳入の一般寄付で受け入れました2件、5万5千円を寄付者の意向に沿いまして小豆島高校陸上部の全国大会出場に対して補助をするものでございます。

ページ下段から次のページにかけましての13目防災諸費につきましては、津波災害ハザードマップ作成事業の精算及び防災拠点太陽光発電設備整備事業の繰り越しに伴う消費税アップ分などにより増額または減額を計上したものであります。

16目財政調整基金につきましては、基金利子の決算見込みによる増減でございます。

2項1目税務総務費、13節委託料263万9千円の増につきましては、池田地区の路線価作成に係ります不動産鑑定委託料の精算減、税制改正及び東日本大震災の復興増税に伴う電算システムの改修委託料の増を計上したものでございます。

4項3目参議院議員選挙費につきましては、昨年7月執行の参議院議員選挙の精算による減額でございます。

ページ下段の3款民生費、1項1目社会福祉総務費ですが、1ページめくっていただきまして、28節繰出金でございます。これについては、国、県からの国保保険基盤安定負担金の増額交付及び制度改正による電算システムの改修費用が必要なことなどによりまして国保会計への繰出金を増額するものでございます。

2目老人福祉費、25節につきましては昨年度末と今年度の老健うちのみに対する寄付金を基金に積み立てるもの、28節につきましては広域負担金の精算等に伴う特別会計繰出金の減でございます。

次に、2項2目児童措置費及び5目病児病後児保育推進費につきましては、給付対象児童数や病児病後児保育利用者数の実績見込みによりまして、それぞれ20節扶助費の減額、19節負担金補助及び交付金の増額を計上したものでございます。

4款衛生費、1項2目予防費につきましては、各種がん検診の受診者数及び予防接種の人数が当初の見込みより減となったため、それぞれ委託料を減額するものでございます。

3目環境衛生費は、野犬対応の増加による時間外勤務手当の増及び合併処理浄化槽の整備実績による補助金の増であります。

4目環境保全費につきましては住宅用太陽光発電設備の設置数の実績

見込みによる減額、1ページめくっていただきまして、5目斎場管理費につきましては火葬件数の伸びによる需用費の増額でございます。

2項2目塵芥処理費につきましては、リサイクルセンターの人件費の減などに伴います広域負担金の減額であります。

3目し尿処理費は、消費税率の改正に伴います電算システムの改修委託料を計上いたしましたほか、みさき園大規模改修事業の年度協定額確定によりまして委託料及び工事請負費を減額するものでございます。

4項1目病院費、19節負担金補助及び交付金については、説明欄1については交付税算入額の精算、説明欄2につきましては医療機器整備事業の精算による病院事業会計への負担金の増額でございます。

25節積立金につきましては、昨年度末と今年度の寄付金及び基金利子の増収分を積み立てるものでございます。

2目診療所費につきましては、体調不良によりまして病気休暇となっております福田診療所の常勤医が復帰したことに伴って巡回診療の委託費が精算減となったものでございます。

6款農林水産業費、1項2目農業総務費は捕獲鳥獣への対応に要した時間外勤務手当の増額、3目農業振興費につきましては優良農地推進員賃金の精算減、耕作放棄地再生対策事業の取り下げによる補助金の減及び青年就農給付金の精算減でございます。

ページ下段から次のページにかけましての6目農地費につきましては、各種土地改良事業の精算に伴う減額でございます。

3項水産業費、1目水産業振興費につきましては、内海湾のノリ栄養塩試験事業は県事業に変更となったため補助金を減額するものでございます。

次に、7款商工費、1項2目商工業振興費は、商工会が実施する醬の郷景観整備モデル事業の今年度事業の確定による補助金の計上でございます。

4目観光施設費につきましては、魔女の宅急便ロケセット移築事業の精算による工事請負費と備品購入費の減でございます。

6目オリーブ振興費、8節報償費の説明欄2でございますが、これはオリーブの苗木プレゼントを結婚、出産、移住にまで拡大したことによるオリーブ10万本計画報償費の増であります。そのほかの8節から12節までは、オリーブを用いた健康長寿の島づくり事業が農水省の食のモデル事業に認定され、オリーブを用いた健康長寿の島づくり推進協議会が補助を受けて実施することとなったため、一般会計予算から減額を行うものでございます。

1ページめくっていただきまして、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費及び3目道路新設改良費は、国の予算配分や事業の精算によりまして各節の減額または増額を計上するものでございます。

3項河川費、2目急傾斜地対策費につきましては、苗羽カチ山地区急

傾斜地崩壊防止対策事業の精算分でございます。

4項港湾費、2目港湾建設費につきましては、15節工事請負費のうち説明欄1につきましては現場精査の結果による減、説明欄2は請負先による減でございます。19節は県営港湾整備事業の精算による県営負担金の減でございます。

6項都市計画費、3目都市下水路建設費につきましては、国の当初予算による配分額が本町の要望額を下回ったことにより、各節において減額計上を行うものでございます。

ページ下段から次のページにかけましての9款消防費、1項1目常備消防費につきましては、広域の常備消防費負担金の精算増でございます。

10款教育費、2項3目放課後児童クラブ事業費ですが、13節委託料は草壁保育園への内海学童保育センター運営委託料が補助単価及び実績見込みの増により増額、23節は平成24年度事業の実績精算によりまして補助金の返還が生じたものでございます。

3項中学校費、3目中学校統合事業費につきましては、13委託料において、説明欄1の校歌作成等委託料が実績により減額、説明欄2の池田中学校屋内運動場整備工事实設計委託料が請負先による減額となったほか、18節備品購入費ではスクールバスの購入台数の減及び学校備品の購入実績によりそれぞれ減額を計上しております。

4項就学前教育費、1日子育ち共育費につきましては、5歳児健診の実施に当たりまして見込んでおりました内海病院の言語聴覚士の増員がかなわなかったため、内海病院への委託料が減額となるものでございます。

4目保育所費につきましては、11節需用費では入所児変動によりまして内海保育所の部屋割り変更に伴う修繕料の増、13節委託料では草壁保育園が実施する保育や一時預かりなどの各事業の実績見込みによる委託料の増、19節では県補助による保育士等処遇改善臨時特例事業として草壁保育園への補助金を計上するものでございます。

1ページめくっていただきまして、5項社会教育費、7目文化財保護費につきましては、徳島文理大学や愛媛大学などと連携して取り組んでおります古文書調査事業の精算によりまして8節から18節までそれぞれ増減が生じたものでございます。

8目芸術振興費につきましては、三都半島における瀬戸芸関連事業の精算により1節から14節までをそれぞれ減額するものでございます。

最後に、6項保健体育費、2目学校給食施設費については、池田学校給食センターの廃止によりまして臨時職員数が減少したため、7節賃金を減額するものでございます。以上、歳出予算の補正総額は1億8,419万7千円の減額でございます。以上で議案第25号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は45分。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番植松議員。

○9番（植松勝太郎君） 今の説明の中のページ、8ページ。

それで、5目農林水産業費の県補助金の中の農業費、1節ですか、補助金の説明欄の2の590万1千円、これはどこの地域でどのぐらいの広さを予定しておったのでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） ご質問の件でございますけれども、2件申請がございました。1件が、日方のバス停のほぼ真っすぐ上になるんですけれども、西村農免の沿いで寺山という箇所でございます。そちらのほうで、予算計上は8筆で約6,000平米を予定しておりました。

それから、もう一カ所が池田地区のほうになりますけれども、池田の農免道路の中山側から進入しまして、100メートル程度進入しました山手側にある農地でございます。こちらのほうが10筆で1万2,000平米ということで予算計上したものでございます。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 16ページの電算システム改修委託料、復興税のための改修ということですが、町民への影響、額とか人数がわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（秋長正幸君） 税務課長。

○税務課長（田村房敬君） ただいまの質問ですけれども、先ほど企画復興部長からは税のシステムの、復興特別税、所得税のと申しましたけれども、このシステム改修につきましては、それを例えばというふうな例題で一つだけ挙げたものでございます。今回の税務システムの改修につきましては、数件、複数件ございまして、5年以下の役員退職手当等に係る所得課税の見直し、給与所得控除の上限設定等、多々ございます。残念ながら、私のほうで今のところ、これに影響がかかる人間数を、残念ですけれども、済いません、知り得ておりません。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。8番安井議員。

○8番（安井信之君） 14ページの地域おこし協力隊、中山の棚田というふうにお伺いしております。この隊員、地域おこし隊の人の要件としては、何年ほど、この、地域おこしというふうなことで、言うたら、働いてもらって、要件としてはどういうふうな部分があったのかを伺いたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（久利佳秀君） 中山棚田の地域おこし協力隊員につきましては、本来の地域おこし協力隊の制度といたしまして、1年単位の3年まで雇用というのが原則でございます。ですから、中山にしても前提はそういう形で考えておりますし、もしその方が、もし採用された方が有能な方であればそのまま制度に乗らなくても中山に残っていただけたらなというような構想ではございました。ただ、昨年度募集いたしました2名の応募があったんですけれども、どの方も農業の経験もないし、全く小豆島に来たこともないような方で、なかなかこちらについて農作業をしながら地域の方と入っていくのはちょっと難しいだろうということで今回採用にはならなかったということでございます。以上でございます。

○議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

○8番（安井信之君） あくまでも外部の人の協力というふうにご考慮するんですか。地域の中で、そういうふうな部分にやりたいというふうな若者なりがおった場合はそういうふうな要件にはなってるんですか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（久利佳秀君） 安井議員がご提案ありましたように、地域の中でありましてか島内でも結構なんですけれども、そういった中山でしっかりやっていただける方がおるのであれば、地域おこし協力隊の制度に乗らなくても町の単独で雇用はしてもよいかと考えております。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。3番大川議員。

○3番（大川新也君） 22ページの商工業振興費の醬の郷景観整備モデル事業補助金、先ほどの説明の中で商工会のどうかこうとかでいうお

話が出たんがどういうふうなことなのかと、これが先日の議運では、2分の1補助で3件のところの外壁を修復するというふうなことでした。これ、地元の方の意見では、町がただで塀を直してくれたというふうなうわさがかなり出ているようなんですけど、そのあたり、住民の方に十分説明しているのかどうか。今回も、これ、2分の1補助ですけど、この醬の郷のモデル事業はわかりますけど、十分住民の方に周知できているのか、どこがこういうような、今回の3件の場所の選定とか、かなり無料で空き家の塀を直したというふうな話を聞いております。今回のこれじゃなしに前回したやつでね。そういうふうなことを言われてますから、ちょっとその辺の説明をお願いしたい。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 商工会が行った。あ、失礼しました。小豆島町商工業振興対策事業補助金によりまして商工会が行います醬の郷景観整備モデル事業に対して補助を行うものでございます。

本年度の事業費のほうは236万2,500円。補正予算として、その2分の1、118万1千円となっております。

なお、ご質問のありました本年度の施工箇所につきましては、千鳥旅館の外壁が31平米、八木設備の外壁が66平米、坂下半五郎商店の外壁が52平米、全て焼き板に修正しようというものです。

なお、醬の郷景観整備モデル事業につきましては、商工会が行っておりまして、県道28号線沿いに位置する建物の外装を計画に合ったデザインで統一を図りまして地域景観の統一によりまして醬の郷ブランドを確立して特産物の販路拡大、雇用の創出を図ろうというものでございます。なお、今までの実績としましては、平成19年度から23年度まで4回ほど事業を実施しております。

あ、失礼しました。住民のほう、住民への周知については、それぞれ事業の際に説明をいたしております。

○議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

○3番（大川新也君） 事業の際に説明というのは、その周辺の方にも説明が行き渡ったんですか。周辺の方がそういうふうなことを言われよんですよ。町が直したと。これ、具体的に言うとブロック塀を修復したんがありますかね。そのあたりのことで、この間もそういうふうな意見を聞いたんで、空き家のブロック塀を町が全部直してくれたというふうな話は、それは商工会のほうでしとんですかね。ちょっとわからないですけど。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） ブロック塀を直したことはございません。外壁を、傷んでいた外壁を直した、あるいはトタンのような外壁をイメージに合う焼き板に変更したとするような事業でございます。

○議長（秋長正幸君） 9番植松議員。

○9番（植松勝太郎君） 今の部分に関連してですが、これ、商工会がやっておると、醬の郷ということでやっておるとのことなんですが、いつぐらいまでやる予定にしておるのか、それとも今県道の沿いというような形でありましたが、ずうっとずうっと行くんか、ね、大体こちら辺ですよという部分があるのか、そこら辺、ちょっとわかれば。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 今後の計画なんですけれども、商工会のほうでは、計画としまして、馬木の金両さん、そちらから岡田武市商店までの県道沿いの地域を整備していく計画にしております。およそ年間300万円の景観整備事業を予定しております、約10年で完遂させる計画と聞いております。

○議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

○11番（村上久美君） 18ページの住宅用太陽光発電設置費補助金ですが、説明では実績見込み減ということでした。これに関して、設置するに当たりいろいろトラブルもあるというふうに聞いています。この補助を申請するに当たっての事前の本人からの相談とか、業者と設置者とのそういう情報がうまく行政にも情報が伝わって、それなりの疑わしい業者とか云々も含めてそういう話ができる環境というのがあるのかどうなのか、実際にそういうトラブルが本町にも発生したのかどうなのかも含めて伺いたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（樋元一郎君） この太陽光の発電設備設置促進事業の減額ですけども、予算では70件を本年度予定しておりましたけど、申請数が最初の実績見込みで53件減の17件になる見込みとなっております。ということで、この大きな減額となっております。

そいで、トラブルにつきましてはちょっと、町の補助についてはジェイペックという国の補助を受けたものについて上乗せで補助をしております。

ますので、それについてのトラブルの、ちょっと、相談というのはこちらでは今のところは受けておりません。以上です。

○議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

○11番（村上久美君） 本町ではそういうのはないということですかね。そういう情報はないということですね。

今後、これをせっかくの、言うたら自然エネルギーを活用した節電対策ということで今後推進する、さらに推進する必要があると思いますが、やっぱり設置者と業者との関係でもそういう相談的な窓口も私は必要ではないかというふうに思うんですね。これをさらに成果を上げていく必要もあるし、そういう意味でそういう考えを、設置する、相談窓口を設置するというふうなこともどうなんでしょうか、持ち合わせてるんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（樋元一郎君） 今おっしゃられたトラブルの防止につきましては、当然補助している以上必要かと思しますので、その辺は検討してまいります。

○議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

○11番（村上久美君） 何か裁判沙汰にもなった事例も聞きましたので、やっぱりそれが深刻な状況にならないようにきちっと行政としてもサポートできるそういう窓口をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。15番浜口議員。

○15番（浜口 勇君） ノリのことですが、ここにちょっとノリの部分もあります。水産振興総合対策事業と。海水の栄養不足とノリの養殖との関係が、栄養不足による不作、こういうことも言われておりますが、今年のノリも終わろうとしております。よくないということをやっと聞いてとんですけど、そこら辺を把握されておりますか。

それと、ノリ事業がだんだんと廃業されてきておりますけど、今後のノリ養殖の将来ということについての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 浜口議員のご質問でございますけれども、まず栄養価が、瀬戸内海全体で栄養価が落ちてるといふような状況でございます。端的に言いますと、ノリの色が、鮮やかな色が出てこない、ちょっと薄まるというふうな症状が出ております。栄養塩で栄養素を囲い込んで入れるところになりますとそれなりの色はやっぱり出てくるということでございます。ですから、ことしのノリの単価で、詳しくは聞いてない状態ですけれども、初値のほうから芳しくないということで、網のほうも2月中下旬からもう上げてしまうというふうなことで、業者の方からは、生産業者の方からはそういうふう聞いてございます。それから、ノリのほうにつきましては、このノリの栄養塩も含めまして漁協と相談してまた何らかの検討を進めていきたいというふうな考えてございます。以上でございます。

○議長（秋長正幸君） 15番浜口議員。

○15番（浜口 勇君） 今後のノリ養殖事業の将来について何か考えることはありますか。

○議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） このノリの栄養塩も一つの方法でございますけれども、この月末、ノリ業者の方がある程度時間が過ぎた段階でノリの栄養価を上げるような試みをしてるところがございましたので、佐賀県のほうでございましてけれども、そちらのほうへ視察へ行って、今後の検討課題というか資料にしたいなというふうには考えてございます。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。5番、失礼、6番森議員。

○6番（森 崇君） 14ページですけど、防災費、総務課のほうも、議会とか、いろんな防災の関係も含めて、地元の意見も準ずると言ってますんで、その1番目の津波災害ハザードマップ作成、これ、いつごろできるんでしょうか。地元との関係というか、谷議員も質問されてますけど、いわゆる観光客が来たときのこと考えにゃいかんと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 森議員のご質問ですけれども、津波災害ハザードマップにつきましては、県の資料が出そろいましたので、今町のほうのハザードマップの作成をやっておる段階でございます。3月末か4月頭ぐらいにかけては完成をしようかと考えておりますので、それを待って、全戸に配布をしていきたいと思っております。この作成の段階におきましては、避難路について、各自治会のほうにお願いをしまして検討をしていただきました。それを加味したハザードマップということになっております。

それから、観光客等の方につきましては、これはやはり地盤高の表示等でそういうふうな危険なところというのはお知らせすると、そういうふうな形で進めていきたいと考えております。

○議長（秋長正幸君） 3番森議員。あ、失礼、大川議員。

○3番（大川新也君） 26ページの中学校の統合の事業費で、先ほど説明の中で、購入台数の減というふうに、台数が減ったということ、金額が減ったのかなと思ったら台数が減ったということで、そのあたりはどこがどう減ったのか、ちょっと説明いただきたい。

○議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 当初予算では、バスの大きさをマイクロバスで予定をしておりました。これで6台ということで、当初予算、編成しておりましたけれども、実際に購入する段階になりまして、そのうち2台を中型バスにしました。それと、現在の池田中学校のマイクロバスも1台、中学校のほうで使用できるというふうなことで、最終的に購入したのが45人乗り中型バスを2台と14人乗りのワンボックスカー1台、合計3台を購入いたしております。以上です。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第25号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）に反対をいたします。

理由は、電算システム改修委託料294万円に含まれる復興税として所得税と個人住民税の上乗せ増税がされるための改修であるからです。国民

には、復興特別所得税を25年間、住民税の均等割の上乗せを10年にわたって続けるという文字どおりの増税です。しかし、企業に対する復興特別法人税は1年前倒しで廃止をされました。復興特別法人税は、東日本大震災の復興財源の確保を口実とともに導入されたものです。法人税増税はもともと3年間だけでした。その期間をさらに短縮する特別扱いはみんなで被災地を支えるという建前にすら反します。震災発生から3年を過ぎても被災地の復興は進まず、避難生活の長期化など、被災者の置かれた状態はますます深刻です。被災者支援を強めることこそ重要であるのに大企業が真っ先に復興から手を引くということ。そして、庶民だけ増税がされるということには到底納得ができないからです。以上です。

○議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番藤本議員。

○5番（藤本傳夫君） 私は、平成25年度小豆島町一般会計補正予算の賛成の立場から意見を述べたいと思います。

この予算は、今定例会2日目で議決した25年度小豆島町一般会計補正予算に計上された消費税に配慮した給付金支給事業や消費増税に伴う景気の腰折れを防ぐための公共事業の前倒しなど、4月以降も切れ目なく事業を実施するための予算であります。それに対して、補正予算に復興税どうのこうのいう、1億何千万円を減額する中で200万円の増税を文句に否決するというのはちょっと論理がなっていないと思います。その上に、この補正予算では、保育所費、病院費、放課後児童クラブ費、国保税、主な増額はそれであります。それに対して反対するということはおかしいと思いますので、私は賛成するものであります。

○議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論を終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

---

○議長（秋長正幸君） 次に、日程第5、議案第26号平成25年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第26号平成25年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の6ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で既定の額からそれぞれ3,485万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億7,437万6千円とするものでございます。

その内容につきまして、別冊の補正予算説明書で説明させていただきます。説明書の33ページをお開き願います。

歳入の補正になります。

3款国庫支出金、2項1目1節財政調整交付金ですが、福田診療所への特別調整分として5万6千円を追加するものでございます。その下の2目1節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金11万6千円は、制度変更等に係る事務経費に対して補助されるものでございます。現在70歳から74歳の医療費自己負担の増額が凍結されていますが、26年度から段階的に解除され、新たに70歳に達する方から2割負担になります。それに要する事務的経費に対する国の補助でございます。

次に、9款繰入金、1項1目1節及び2節の保険基盤安定繰入金は、保険税の軽減対象となった被保険者の保険料軽減分として366万2千円を、また高齢者が多いことなど、特別な事情による保険者支援分として221万2千円を追加するものです。その下の3節職員給与費等繰入金は、制度改正に伴うシステム改修等により一般会計繰入金を287万5千円追加するものです。

次に、2項1目1節財政調整基金繰入金ですが、補正予算に係る一般財源分として基金からの繰入額を4,377万6千円減額するものです。

歳出の補正になります。

めくっていただいて、35ページをお願いします。

1款総務費、1項1目一般管理費、13節委託料は、歳入の国庫補助金のところでご説明申し上げましたように、負担額の段階的な解除により国保資格のシステム改修が必要になることから、改修費用として243万4千円を追加するものでございます。

次に、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費ですが、保険基盤安定負担金交付額の確定による財源更正になります。

3款1項1目後期高齢者支援金は、支払い総額の確定により1,246万2千円を減額するものです。

同様に、4款1項1目前期高齢者納付金が43万1千円の減、7款の共同事業拠出金につきましても支払い総額の確定により4,170万円を減額するものです。

次に、8款2項、めくっていただいて、37ページ1目保健対策費ですが、小豆島における医療費適正化事業についてNTTデータ経営研究所

に調査分析を委託していましたが、レセプトデータの分析数を初めまして現地調査の実施回数等が当初見込みより増加したため55万7千円を増額補正するものでございます。その下の11款諸支出金、1項3目償還金ですが、24年度事業実績に基づく精算による返還金として1,669万1千円を追加するものでございます。

次に、3項1目直営診療施設勘定繰出金ですが、福田診療所への繰り出しに係る調整交付金の確定により5万6千円を追加するものでございます。以上、合計額は歳入歳出ともに3,485万5千円を減額し、22億7,437万6千円とするものでございます。これで説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番村上議員。

○11番（村上久美君） 36ページの一般管理費、1節委託料、電算システム改修ですが、この内容について詳しく説明をお願いします。

○議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（大下 淳君） 委託料、電算システムの改修委託の詳細の部分でございますが、まず70歳以上75歳未満の方の自己負担割合、これが凍結が廃止をされます。したがって、1割負担から2割負担になるところのシステム改修がまず一点でございます。

それから、高額療養費制度の見直しでございます。これまで3分割の制度が5分割というふうに細かい設定がなされるものでございます。

次に、低所得者軽減対象の拡大でございます。この賦課限度額の見直しによりますシステムの改修、それから国保調整交付金申請等の管理システムがございしますが、これは今OSがウィンドウズのXPでございます。これを7と8に対応できるものに変更するというシステムの改修でございます。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番村上議員。

○11番（村上久美君） 全体としては減額補正になっておりますが、特に先ほど説明がありました電算の改修委託、1割負担から2割負担の

増、70歳から74歳の自己負担があるというふうなことの改修委託が含まれております等々で、この補正に対しては、平成25年度の小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算の議案第26号に対しては反対をいたします。

○議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。10番渡辺議員。

○10番（渡辺 慧君） 私は、議案第26号平成25年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

国民健康保険は、国民皆保険の根幹をなす重要な政府制度であります。この運営につきましては、国や県などの支出金と被保険者の方々に負担していただく税などを財源として医療費等の給付を行っており、保険料は重要な財源となっています。また、国民健康保険事業特別会計の単年度収支は赤字であり、その赤字を補填するために財政調整基金の取り崩しを行っている状況下にあります。このようなことから国において議論されました。国民健康保険制度の体制は必要なものであると考えます。よって、議案第26号平成25年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算について賛成いたします。

○議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論を終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第26号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

---

○議長（秋長正幸君） 次に、日程第6、議案第27号平成25年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第27号平成25年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の8ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で既定の額から歳入歳出それぞれ415万

5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,103万3千円とするものでございます。

その内容につきまして、別冊の補正予算説明書で説明をさせていただきます。

説明書の43ページをお開き願います。

歳入の補正になります。

3款繰入金、1項1目1節国民健康保険特別会計繰入金ですが、調整交付金の確定により1万7千円を減額するものでございます。

次に、2目1節一般会計繰入金ですが、へき地診療所運営繰入金について413万8千円を減額するものです。

福田診療所につきましては、昨年5月に常勤医師が体調不良により緊急入院することになりました。その時点では復帰時期が不確定であったことから、内海病院、老健うちのみ、香川県へき地医療支援センターからそれぞれ週1回、計3回の医師派遣を受けるための財源として6月議会で補正させていただいたところでございます。その後、常勤医師の体調が回復し、9月以降は医師の派遣を受けておりませんので不用額を減額するものでございます。

次に、歳出の補正になります。

1枚めくって45ページをお願いします。

1款総務費、1項1目11節需用費ですが、診療所クロスの張りかえ及びブロック塀の撤去費用の精算により8万1千円を増額するものです。次に、13節委託料ですが、歳入でご説明した診療所への医師派遣に要する費用の不用額413万8千円を減額するものです。その下の2款1項1目医業費、18節備品購入費ですが、レントゲン用デジタル画像診断システムの購入実績額により9万8千円の減額補正になります。以上、合計額は歳入歳出ともに415万5千円を減額し4,103万3千円とするものでございます。これで説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 診療所の医師の体調が回復したことは本当によかったと思うんですけども、今後の見通しといたしますか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（大下 淳君） 昨年、常勤医師の容体が悪くなりまして、もう緊急的に入院ということで先を危ぶんでおりましたけど、

驚異的な回復でございました。高齢は高齢であるんですけど、本人はまだやる気はあるわけで、なかなか難しいところがあるんですけど、また診察もございますが、体調を見ながら、また本人の意思も確認しながら今後のことは相談していかなければならないと思っています。しばらくはこの状態で行けると思っています。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第27号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（秋長正幸君） 次、日程第7、議案第28号平成25年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第28号平成25年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の10ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で既定の額からそれぞれ84万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億7,896万4千円とするものでございます。

その内容につきまして、別冊の補正予算説明書で説明をさせていただきます。

説明書の51ページをお開き願います。

歳入の補正になります。

3款国庫支出金、2項4目1節介護保険事業費補助金ですが、制度改正に伴うシステム改修に対する補助金で15万6千円を追加するものでございます。補助率は2分の1になります。その下の7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目1節事務費等繰入金ですが100万1千円の減額になります。減の要因は、小豆広域負担金の減によるものです。

次に、歳出になります。

めくっていただいて53ページをお願いします。

1款総務費、1項1目一般管理費、13節委託料ですが、制度改正に伴

う電算システムの改修に要する委託料で31万3千円の増額補正としております。これは、4月1日から消費税率が引き上げられるのに伴い、介護サービス事業所に負担が生じないように消費税対応分を補填するため、介護報酬の改定が行われることになりました。これにより、サービス利用料が従前と同じであるにもかかわらず一月に利用できるサービスの上限額を超える利用者が生じることが想定をされます。そのため、サービスの上限額、区分支給限度基準額というふうに言いますが、この基準額が引き上げられることになり、それに対応するシステム改修が必要になることから所要の補正を行うものです。

次に、3項1目介護認定審査会費、19節負担金補助及び交付金になります。これは、小豆広域が行っている介護認定審査会の運営に係る人件費等において不用額が見込まれるため115万8千円を減額するものでございます。以上、合計額は歳入歳出ともに84万5千円を減額し、それぞれ18億7,896万4千円とするものでございます。これで説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番村上議員。

○11番（村上久美君） 電算システムの改修委託料ということで計上されております。そもそも消費税率の税制変更いうものが含まれておりますので、多くの国民の方が7割から8割延期してほしいとか、中止してほしいという声がある中で強行、増税された制度です。それに伴って、町財政のほうもこれを負担しなければならないという点が含まれております。そういうふうな理由から、電算システム改修委託料というのはいえ必要のない経費というふうに言わざるを得ません。そういう点から、平成25年度の小豆島町介護保険事業特別会計補正予算の議案第28号に対して反対をいたします。

○議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。10番渡辺議員。

○10番（渡辺 慧君） 私は、議案第28号平成25年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

介護サービスの利用に当たっては、介護度別に利用できるサービスの

上限額、区分支給限度基準額が決まっております。本年4月1日からの消費税率引き上げに伴う介護報酬の改定は、これまでと同様のサービスを利用しているにもかかわらず、この基準額を超える方が新たに生じることから基準額を引き上げるようになったものであり、今回の補正予算はこの基準額の変更に対応する介護保険システムを改修するために必要不可欠な費用が計上されていると思います。よって、私は議案第28号平成25年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算について賛成いたします。

○議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論を終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第28号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

---

○議長（秋長正幸君） 次、日程第8、議案第29号平成25年度小豆島町病院事業会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。病院事務長。

○内海病院事務長（岡本達志君） 議案第29号平成25年度小豆島町病院事業会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

追加上程議案集の12ページをお願いいたします。

まず、第2条は収益的収入の予定額の補正であります。

第1款病院事業収益、第1項医業収益の既決予定額22億6,156万2千円に補正予定額120万1千円を加え22億6,276万3千円に、同じく第2項医業外収益の既決予定額3億9,313万5千円に補正予定額1,264万2千円を加え4億577万7千円に補正しようとするものであります。

続きまして、第3条は資本的収入の予定額の補正であります。

第1款資本的収入、第1項負担金の既決予定額2億136万7千円から補正予定額125万円を減額し2億11万7千円に補正しようとするものであります。

この補正に伴いまして、予算第4条、本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億222万円を1億347万円に、損益勘定留保資金等1億222万円を1億347万円に改めるものであります。

内容につきましては、56ページの平成25年度小豆島町病院事業会計補正予算実施計画をお願いいたします。

まず、収益的収入ですが、第1款病院事業収益、1項3目その他医業収益の補正予定額120万1千円及び2項3目他会計負担金交付金の補正予定額1,264万2千円につきましては、病床单価等、交付税措置額の増額及び国保調整交付金の額の確定に伴うものでございます。

次に、資本的収入ですが、第1款資本的収入、1項1目他会計負担金の補正予定額125万円の減につきましては、設備整備事業及び企業債、元金償還金の額の確定によるものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（秋長正幸君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君）　質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君）　討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

議案第29号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君）　異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9　発議第1号　小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例  
について

○議長（秋長正幸君）　次、日程第9、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。5番藤本議員。

○5番（藤本傳夫君）　発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について、会議規則第13条の規定により下記のとおり提出します。平成26年3月17日提出。小豆島町議会議長秋長正幸殿。提出者、小豆島町議会議員藤本傳夫。賛成者、小豆島町議会議員渡辺慧。

記。小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

総務建設常任委員会、8人を7人に、教育民生常任委員会、8人を7人に。

提案理由。小豆島町議会議員定数条例が公布され、次の一般選挙から

議員定数が14人になることに伴い、常任委員会の委員定数を変更しようとするものであります。以上。

○議長（秋長正幸君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君）　質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君）　討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
発議第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君）　異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第10　発議第2号　特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出について

○議長（秋長正幸君）　次、日程第10、発議第2号特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君）　発議第2号特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出についてについて、上記の案件を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。平成26年3月17日提出。小豆島町議会議長秋長正幸殿。提出者、小豆島町議会議員鍋谷真由美。賛成者、小豆島町議会議員村上久美。

意見書を読み上げます。

特定秘密保護法の廃止を求める意見書。

昨年12月6日に国会で強行採決された特定秘密保護法は、秘密の範囲が曖昧で、国民が接した情報が特定秘密かどうかもわからず、公務員のみならず一般国民までもが処罰の対象になり得る中身であり、国民の中に批判と不安の声が広がっている。参議院で強行採決された後の世論調査でも廃止、修正を求める国民の声は8割を超えている。

これまで、日本弁護士連合会や多くの学者、文化人、マスコミはもちろん、各界各層の国民が知る権利や報道の自由など、基本的人権を侵害するおそれがあることから秘密保護法への反対や不安の立場を明らかにしている。

質疑の答弁においても、担当大臣と閣僚、提案者が幾度となく食い違うなど、法の秘密の範囲や指定機関、処罰の対象が際限なく恣意的に拡

大されていく危険性を含んでいる。

国民が本来有している知る権利についても、安倍首相が国民の知る権利や報道の自由は十分尊重すると答弁するにとどまっている。報道機関の取材や国民が情報公開を求めるなど、情報に接近しようとする行為も処罰されるおそれがあり、報道機関を萎縮させ、国民主権の根本にかかわる国民の知る権利が侵害され、脅かされようとしている。

以上のことから、政府は特定秘密保護法を廃止することを強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年3月17日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、秘密保護法担当大臣、外務大臣、防衛大臣。以上です。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。5番藤本議員。

○5番（藤本傳夫君） 私は、発議第2号特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について反対の立場で意見を述べます。

この法律は、国と国民の安全を確保することを目的に専門家や有識者の意見を踏まえ、国会において審議され、一部野党の賛成も得て昨年12月6日に成立したものであります。

また、特定秘密についても限定されることから、この法律によって一般住民が広く人権を侵害されたり処罰の対象になるということは考えられないと考えます。

よって、私は発議第2号の意見書提出に反対します。

○議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番村上議員。

○11番（村上久美君） 秘密保護法をあえて制定する必要性はなく、今の行政の秘密を守る公務員法、自衛隊法が既にあるわけだから、その必要がないのは明らかです。アメリカに要求され、国民に知らされると都合が悪い情報を特定秘密に指定し、懲役10年という重罰で脅かして国民の前に一切出さない、それが狙いです。安倍政権は、日本の外交情報を共有するためにアメリカ並みの厳しい軍事情報保護の体制が必要であるため、数の暴力で強行しました。

かつて、毎日新聞の西山記者が外務省公電を入手し、米国との沖縄返

還協定をめぐる秘密をあばき、逮捕されました。当時の法律でも有罪にできる、秘密保護法ならさらに罰しやすいこととなります。

特定秘密を取り扱うことになるのは、行政機関の職員だけでなく自衛隊装備品を生産する会社など、政府と契約する企業で働く民間人も含まれます。こうした公務員や民間企業社員が秘密を漏らすおそれがないかを身辺調査することも定めています。秘密を取り扱う当事者だけでなく広範な国民のプライバシーが監視対象となる仕組みです。まさに、先ほど反対討論の中にありました国民のそのものが対象となる仕組みにあります。それは、第12条です。

自民党は、日本国憲法の基本原理をことごとくじゅうりんするこの希代な悪法を5割の国民の反対の声、8割の国民の慎重審議を求める声を踏みつけにし、数の暴力で強行しました。市民のデモをテロ行為と同列視した自民党幹事長の発言は、この法の危険な本質を明らかにするとともに、国民世論を敵視する政権の傲慢と横暴を象徴するものです。公明党は、連立を組むことでブレーキ役になるなどと主張していましたが、その仮面が剥がれ落ち、悪政の推進、加担役でしかないことがむき出しになりました。

こうした国民の目、耳、口を塞ぐ特定秘密保護法は廃止するしかありません。以上、特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出に賛成します、賛同します。

○議長（秋長正幸君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立少数です。よって、発議第2号は否決されました。

~~~~~

日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第11及び日程第12、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第11及び日

程第12を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成26年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。  
長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員